

第 11 回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和 5 年 11 月 22 日

午後 2 時 00 分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 5 年 11 月 22 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 20 分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（16 人） 会長：9 番 関 閣夫 職務代理者：19 番 塩野目 富夫 委員：2 番 田中 雄二、3 番 栗野 隆夫、5 番 興野 礼子、6 番 大野 覚文、7 番 齋藤 勉、8 番 川上 恵、11 番 奥畑 智子、12 番 小川 祥一、13 番 中村 東、14 番 堀江 恒夫、15 番 石岡 幸雄、16 番 荒井 喜代子、17 番 黒須 明、18 番 相吉澤 宏 4. 欠席委員（2 人） 4 番 仲澤 清一、10 番 小川 雄三 5. 出席推進委員（0 人） 6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 3 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 262 号）の承認について 日程第 5 議案第 4 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和 5 年第 11 回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（関）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日、4 番 仲澤 清一 委員、10 番 小川 雄三 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18 名中 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長（関）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 14 番 堀江 恒夫 委員、15 番 石岡 幸雄 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、3 番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3 番 栗野 隆夫 委員	11 月 15 日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、親族、いどこ。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ブルーベリーを作付予定。農業従事年数及び農業形態、約 20 年。非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機 1 台。取得地への通作距離、約 1.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑 5 a、計 5 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番から 5 番について、7 番 齋藤 勉 委員をお願いいたします。
7 番 齋藤 勉 委員	11 月 18 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2・3・4 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、整理番号 2 番、4 番は、自作地、売買による所有権移転。整理番号 3 番は、小作地、売買による所有権移転。令和 2 年 3 月 19 日、空き家に付属した農地に指定され、令和 4 年 1 月 21 日、農地法第 3 条の許可を受けて賃貸借していたところを購入する案件です。以下、

(7 番 齋藤 勉 委員)	受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 3 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、田植機 1 台、耕運機 1 台。取得地への通作距離、約 1 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 23 a、畑 45 a、計 68 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 18 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 5 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。受人は、整理番号 2 番から 4 番の受人の夫で、●●●と●●●の 2 つの国籍を持っているそうですが、日本での永住権を取得しています。また、この農地について補助金を受けているとのこと。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 3 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、田植機 1 台、耕運機 1 台。取得地への通作距離、約 1 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 23 a、畑 45 a、計 68 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 6 番について、8 番 川上 恵 委員をお願いいたします。
8 番 川上 恵 委員	11 月 20 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 6 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、サツマイモ、ネギ。農業従事年数及び農業形態、約 60 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台。取得地への通作距離、約 0.2 km。農地等の効率的利用は、可能。息子が農作業を手伝っているそうです。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 18 a、畑 29 a、計 47 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 7 番について、事務局に代読させます。
事務局（大橋）	11 月 19 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第

(事務局 (大橋))	1 号、整理番号 7 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梨、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 40 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、防除機 1 台。取得地への通作距離、約 1 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑 76 a、計 76 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 8 番について、19 番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。
19 番 塩野目 富夫 委員	11 月 18 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 8 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。議案第 2 号で説明があると思いますが、隣接地に住宅を建築予定です。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 20 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、管理機 1 台を導入予定。取得地への通作距離、約 0.8 km。現在は仮住まいをしているそうです。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 7 a、畑 42 a、計 49 a を●●●で所有しているが、引っ越しするため売却予定。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
5 番 興野 礼子 委員	整理番号 2 番から 5 番について、奥さんは仕事をしており、旦那さんは小さい子ども達の面倒を見ているそうですが、これだけの面積を二人で耕作するのでしょうか。また、10 a あたりいくらかで売買がなされるのでしょうか。現在は耕作している人がいるのかどうかについても教えてください。
7 番 齋藤 勉 委員	奥さんは兼業で、旦那さんは専業で農業をしておりますが、畑の農作業については、近所の農家の人が現在の所有者から作業を受託して耕作してきたらしく、その方に引き続き作業を委託するものと思われます。
事務局 (大橋)	売買金額は、10 a あたり 70,000 円です。
15 番 石岡 幸雄 委員	作業を受託して耕作してきた人は、所有権が移転するという話はご存じなんですか。

事務局長（相ヶ瀬）	その人は現在の所有者の親戚なので、持ち主が変わることは知っていると思われます。
15 番 石岡 幸雄 委員	耕作してきた人が、来年も作るつもりだったのにと問題が起きないのであればよいです。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 2 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、15 番 石岡 幸雄 委員をお願いいたします。
15 番 石岡 幸雄 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●協同組合 代表理事 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで雑種地、西が山林・雑種地、南が山林・雑種地、北が道を挟んで山林・田。同意書、なし、隣接農地は申請者の所有地。権利の移転、設定、使用賃借権の設定、3 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建設発生土の処分業務の受注あっせん等を行っているが、今回、窪地である申請地において盛土造成を行い、農地としての利便性を向上することで申請地の所有者と調整がつき、申請地を一時転用するため申請に至った。転用面積、7,794 m ² 。転用目的、土地改良による盛土造成。仕様、現況の農地より 30～40 cmの土を覆土用として確保し、県内建設現場で発生する県土砂条例に基づく安全基準を満たした土、第 3 種を盛土材として利用する。盛土完了後に覆土用に確保した土で覆い成形する。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、盛土造成後、農地として返却。資金関係の証明、本盛土造成工事は、●●●協同組合が施工するが、すべての工事費用は土砂等搬入業者が支払うことになるため、証

(15 番 石岡 幸雄 委員)	明等なし。事業着工の時期、許可日から 3 年間。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 5 年 10 月 12 日付。用途廃止、払下げ済、●●●、●●●。栃木県土砂条例に関して協議済であり、近日中に申請予定。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番、3 番について、16 番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。
16 番 荒井 喜代子 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が水路を挟んで畑・山林、西が畑・青地を挟んで田、南が水路を挟んで山林、北が道を挟んで宅地・青地を挟んで田。同意書、あり、一部所有者不明等により所得不可。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、662 ㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。12 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 129 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 70.95kW、年間発電量約 8 万 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 25 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 5 年 5 月 29 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が畑・雑種地、南が宅地、北が雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、894 ㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。13 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 162 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 89.1kW、年間発電量約 10 万 1 千 kWh。周囲に

(16 番 荒井 喜代子 委員)	フェンス設置。入口、南側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 12 月 15 日から令和 5 年 12 月 28 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 5 年 5 月 25 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 4 番、5 番について、3 番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3 番 栗野 隆夫 委員	11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地・道を挟んで畑、西が宅地、南が宅地・畑、北が山林。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、2,855 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。19 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。非 FIT 事業。売電先は各契約業者。構造等、パネル 180 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 99.0kW、年間発電量約 10 万 4 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、南東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 11 月 30 日から令和 6 年 1 月 5 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 5 年 10 月 30 日付。非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 4 年 11 月 11 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 20 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 1 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が畑、北が道を挟んで畑・雑種地。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に在住していたが、火災により住宅が全焼したため、現在、二世帯家族 6 人で●●●地内の親族宅に仮住まいをしているが、気持ちの整理もついたことから新たな住宅等の建築を計画したところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、645 m²。転用目的、一般住宅 木造平屋建 186.59 m²。車庫 木造平屋建 57.13 m²。建築面積、186.59 m²、57.13

(3 番 栗野 隆夫 委員)	m ² 。進入路、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 5 年 12 月 10 日から令和 6 年 8 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第 1 種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 2 番 田中 雄二 委員、何かありますか。
2 番 田中 雄二 委員	整理番号 1 番について、田となっていますが、元々古くから作れない土地だったので、埋めた方がいいかと思います。変なものが入らないかが心配ですが、事業計画を見ると管理責任者が常駐して対応を行うということなので、大丈夫かと。ため池は埋めないということによろしいですか。
事務局長（相ヶ瀬）	そうです。
2 番 田中 雄二 委員	盛土造成後はそば畑ができるそうですが、地目変更は。
事務局（中山）	現況地目の変更は税務課に申請することとなりますが、登記簿地目の変更までは必要ないと思われます。
15 番 石岡 幸雄 委員	変なものが入らないかが心配とのことですが、渡人の自宅のすぐ横が申請地なので、随時現場を確認できる状況にあります。また、自治会長や付近の家 6 軒については、家庭訪問して説明を行ったと聞いています。
議長	●●●地区担当 6 番 大野 覚文 委員、何かありますか。
6 番 大野 覚文 委員 議長	特に問題ないと思います。 ●●●地区担当 19 番 塩野目 富夫 委員、何かありますか。
19 番 塩野目 富夫 委員	特に問題ないと思います。 < 他に質疑なし >

議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。なお、整理番号 1 番については、面積が 3,000 m²を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することとしてよろしいか、併せてお諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定し、整理番号 1 番については、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。 次に、日程第 4 議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 262 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第 3 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 262 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和 4 年法律第 56 号 附則第 5 条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 262 号）については、新規 12 件、更新 69 件です。利用権の設定を受ける者 22 名、利用権を設定する者 80 名です。利用権の設定面積は、387,366 m²です。令和 5 年度累計は、809,209 m²です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和 5 年 11 月 30 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 262 号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。

議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 262 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 5 議案第 4 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第 4 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、市から農業委員会に対して、意見聴取の依頼があったものです。本案におきましては、貸し手側から受け手側の各農家へ集積を図ることについて、ご審議をいただくこととなります。今回意見聴取の依頼があった、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）については、件数は 1 件、設定を受ける者 1 名、設定する者 1 名です。設定面積は、7,046 m²です。令和 5 年度累計は、7,046 m²です。設定内容等については資料のとおりです。なお、今後の手続きについては、本総会における農業委員会の意見聴取の結果を文書で県の事務局である県農業振興公社に送付し、その後、諸般の手続きを経て、約 1 ヶ月程度ですべての手続きが完了し、権利の設定が完了することになります。 補足としまして、今回の案件は、前の受人、●●●氏が亡くなられたことに伴い、9 月に解約となった 5 筆の農地について、新たに受人を設定するものです。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
12 番 小川 祥一 委員	設定期間の 3 年は、●●●氏が設定した期間の残りですか。
事務局（中山）	残りではなく、新たに設定した期間です。
14 番 堀江 恒夫 委員	前の受人と今回の受人、2 人の関係は。
事務局（中山）	今回の受人は、前の受人の甥となります。

議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第 4 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」は、他に質疑がないようですので、「異議なし」として回答することとしてよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」 は、「異議なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3 時 20 分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 5 年 11 月 22 日 議 長 14 番 15 番